

二 測定方法
ポンプ式の排気煙採取装置により、ろ紙を通して排出物を〇・三三〇リットル吸引し、当該排出物に含まれる黒煙による紙の汚染の度合を反射光式の測定装置により測定する。
(基準値)

第六条 道路運送車両の保安基準第三十一条第十四項の規定による告示で定める基準値は、次の表の自動車の種別ごとにそれぞれ同表の一酸化炭素の欄、炭化水素の欄、窒素酸化物の欄又は粒子状物質の欄に掲げる値とする。

自動車の種類	一酸化炭素	炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質
一 定格出力が十九キロワット以上三十キロワット未満である原動機を備えた大型特殊自動車	六・五〇	一・九五	一〇・四〇	一・〇四
二 定格出力が三十七キロワット以上七十五キロワット未満である原動機を備えた大型特殊自動車	六・五〇	一・六九	九・一〇	〇・五二
三 定格出力が七十五キロワット以上百三十キロワット未満である原動機を備えた大型特殊自動車	六・五〇	一・三〇	七・八〇	〇・三九
四 定格出力が百三十キロワット以上五百六十キロワット未満である原動機を備えた大型特殊自動車	四・五五	一・三〇	七・八〇	〇・二六

第七条 道路運送車両の保安基準第三十一条第十五項の規定による告示で定める値は、次の表の自動車の種別ごとにそれぞれ同表の一酸化炭素の欄、炭化水素の欄、窒素酸化物の欄又は粒子状物質の欄に掲げる値とする。

自動車の種別	一酸化炭素	炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質
一 定格出力が十九キロワット以上三十キロワット未満である原動機を備えた大型特殊自動車及び小型特殊自動車	五・〇〇	一・五〇	八・〇〇	〇・八〇
二 定格出力が三十七キロワット以上七十五キロワット未満である原動機を備えた大型特殊自動車及び小型特殊自動車	五・〇〇	一・三〇	七・〇〇	〇・四〇
三 定格出力が七十五キロワット以上百三十キロワット未満である原動機を備えた大型特殊自動車及び小型特殊自動車	五・〇〇	一・〇〇	六・〇〇	〇・三〇
四 定格出力が百三十キロワット以上五百六十キロワット未満である原動機を備えた大型特殊自動車及び小型特殊自動車	三・五〇	一・〇〇	六・〇〇	〇・二〇

第八条 道路運送車両の保安基準第三十一条第二十三項の規定による告示で定める値は、次の表の自動車の種別ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる値とする。

自動車の種別	値
一 普通自動車及び小型自動車	二十五パーセント
二 定格出力が十九キロワット以上五百六十キロワット未満である原動機を備えた大型特殊自動車及び小型特殊自動車	四十パーセント

第九条 道路運送車両の保安基準第三十一条第二十四項の規定による告示で定める値は、次の表の自動車の種別ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる値とする。

自動車の種類	値
一 道路運送車両の保安基準第三十一条第一項及び第十三項の自動車	二十五パーセント
二 道路運送車両の保安基準第三十一条第十五項の自動車	四十パーセント

別表

運 転 条 件	係 数
原動機を定格出力時の回転数でその負荷を全負荷にして運転している状態	〇・一五
原動機を定格出力時の回転数でその負荷を全負荷の七十五パーセントにして運転している状態	〇・一五
原動機を定格出力時の回転数でその負荷を全負荷の五十パーセントにして運転している状態	〇・一五
原動機を定格出力時の回転数でその負荷を全負荷の十パーセントにして運転している状態	〇・一〇
原動機を中間回転数でその負荷を全負荷の七十五パーセントにして運転している状態	〇・一〇
原動機を中間回転数でその負荷を全負荷の五十パーセントにして運転している状態	〇・一〇
原動機を中間回転数でその負荷を全負荷の十パーセントにして運転している状態	〇・一〇
原動機を無負荷運転している状態	〇・一五

備考 中間回転数は、次のとおりとする。
(1) 原動機のトルクが最大となる回転数(以下「最大トルク回転数」という。)が定格出力時の回転数の六十パーセント以上七十五パーセント以下の場合にあつては最大トルク回転数
(2) 最大トルク回転数が定格出力時の回転数の六十パーセント未満の場合にあつては定格出力時の回転数の六十パーセント
(3) 最大トルク回転数が定格出力時の回転数の七十五パーセントを超える場合にあつては定格出力時の回転数の七十五パーセント

附則
この告示は、平成十五年十月一日から施行する。

国土交通省告示第二一九九十五号

高齢者の居住の安定確保に関する法律施行令(平成十三年政令第二百五十号)第二条の規定に基づき、入居者の所得、住宅の規模等を勘案して国土交通大臣が定める算定の方法を次のように定める。
平成十三年八月三日 国土交通大臣 林 寛子

高齢者の居住の安定確保に関する法律施行令第二条に規定する算定の方法
高齢者の居住の安定確保に関する法律施行令(平成十三年政令第250号)第二条に規定する入居者の所得、住宅の規模等を勘案して算定する額は、(1)に定める基準値に、(2)に定める規模係数及び(3)に定める立地係数を乗じて得た額(既存の住宅等(昭和55年度以前に建設が完了したものに限り)の改良(用途の変更を伴うものを含む。)による賃貸住宅にあつては、当該額に(4)に定める経過年数係数を乗じて得た額)を月額とするものとする。

(1) 基準値 入居者の所得に応じ、次の表に定める額

入居者の所得	基準値
123,000円以下	61,700円
123,000円を超え153,000円以下	69,300円
153,000円を超え178,000円以下	75,900円
178,000円を超え200,000円以下	81,100円
200,000円を超え238,000円以下	87,800円
238,000円を超え268,000円以下	95,400円

- (2) 規模係数 各戸の床面積(共同住宅にあっては、共用部分の床面積を除く。以下同じ。)を55平方メートルで除した数値
- (3) 立地係数 賃貸住宅の所在する市町村(特別区を含む。以下同じ。)ごとに別表に定める市町村基準係数の数値
- (4) 経過年数係数 α 、 β 、 γ 、 δ は二に掲げる場合に応じ、 α 、 β 、 γ 、 δ は二に掲げる算式により算定した数値
- α 賃貸住宅の構造が木造以外であつて、かつ、賃貸住宅が首都圏整備法(昭和31年法律第83号)第2条第3項に規定する既成市街地の全部若しくは一部を含む市町村の区域又は近畿圏整備法

(昭和38年法律第129号) 第2条第3項に規定する既成都市区域の全部若しくは一部を含む市町村の区域に存する場合

$K = (1 - 0.0044 \times Y_1) \times \alpha / c + (1 - 0.0044 \times Y_2) \times \beta / c$

α 賃貸住宅の構造が木造であつて、かつ、賃貸住宅が α に規定する区域に存する場合

$K = (1 - 0.0116 \times Y_1) \times \alpha / c + (1 - 0.0116 \times Y_2) \times \beta / c$

β 賃貸住宅の構造が木造以外であつて、かつ、賃貸住宅が β に規定する区域以外の区域に存する場合

$K = (1 - 0.0114 \times Y_1) \times \alpha / c + (1 - 0.0114 \times Y_2) \times \beta / c$

γ 賃貸住宅の構造が木造であつて、かつ、賃貸住宅が γ に規定する区域以外の区域に存する場合

$K = (1 - 0.0177 \times Y_1) \times \alpha / c + (1 - 0.0177 \times Y_2) \times \beta / c$

これらの式において、 K 、 Y_1 、 Y_2 、 α 、 β 及び c は、それぞれ次の数値を表すものとする。

K 経過年数係数

Y_1 既存の住宅等の建設時からの経過年数

Y_2 既存の住宅等の改良時からの経過年数

α 既存の住宅等の推定再建築費に、当該既存の住宅等の改良年度をその建設年度とみなして得た公営住宅法施行規則(昭和26年建設省令第19号)第21条に規定する毎年建築物価の変動を考慮して地域別に定める率(以下「建築物価変動率」という。)を乗じて得た額

β 既存の住宅等の改良に要した費用に、当該既存の住宅等の改良年度をその建設年度とみなして得た建築物価変動率を乗じて得た額

c α 及び β の合計

別表	1.60	1.50	1.40	1.35	1.30	1.25	1.20	1.15	1.10	1.05	1.00	0.95	0.90	0.85	0.80	0.75	0.70
北海道											札幌市						左記以外の市町村
青森県														青森市	弘前市 八戸市	石巻市 塩竈市 岩沼市 富谷町	左記以外の市町村
岩手県														盛岡市		宮古市	左記以外の市町村
宮城県											仙台市			多賀城市	名取市	石巻市 塩竈市 岩沼市 富谷町	左記以外の市町村
秋田県												秋田市				天童市	左記以外の市町村
山形県														山形市			左記以外の市町村
福島県												郡山市		福島市		いわき市 須賀川市	左記以外の市町村
茨城県													水戸市 土浦市	日立市 古河市	結城市 水海道市	石岡市 下館市	左記以外の市町村

									常陸太田市 東海村 那珂町 十王町 伊奈町 五霞町	左記以外 の市町村	
栃木県						宇都宮市	小山市 足利市 栃木市 野木町	佐野市 鹿沼市 河内町 壬生町 大平町	真岡市 南河内町 石橋町 園分寺町 藤岡町	左記以外 の市町村	
群馬県						前橋市 高崎市	太田市 館林市	桐生市 伊勢崎市 渋川市 群馬町 草津町 大泉町 邑楽町	沼田市 藤岡市 富岡市 伊香保町 新町 明和町	左記以外 の市町村	
埼玉県					所沢市 川口市 さいたま市 蕨市 朝霞市 志木市 和光市 新座市	川越市 熊谷市 春日部市 上尾市 草加市 越谷市 戸田市 富士見市 上福岡町 三芳町	東松山市 岩槻市 鴻巣市 鳩ヶ谷市 幸手市 日高市 伊奈町 滑川町 宮代町 白岡町 杉戸町 松伏町 庄和町	行田市 加須市 本庄市 深谷市 吹上町 毛呂山町 越生町 嵐山町 川島町 鳩山町 大利根町 栗橋町 鷲宮町	江岸町 岡部町 寄居町	左記以外 の市町村	
千葉県					千葉市 市川市 船橋市	松戸市 習志野市 柏市 浦安市	流山市 我孫子市	木更津市 佐倉市 市原市 八千代市 鎌ヶ谷市 四街道市	野田市 成田市 東金市 白井町 沼南町 酒沼町 富里町	茂原市 袖ヶ浦市 印西市 大網白里町	左記以外 の市町村

東京都	千代田区	港区	渋谷区	中央区 品川区	新宿区 文京区 目黒区 大田区	江東区 世田谷区 豊島区	台東区 北区	中野区 杉並区 板橋区 練馬区 江戸川区 武蔵野市	荒川区 足立区 葛飾区 立川市 三鷹市 府中市 調布市 小金井市 国立市 狛江市 東久留米 米 東市 西東京市	墨田区 八王子市 町田市 小平市 東村山市 国分寺市 清瀬市 多摩市	昭島市 日野市 東大和市 稲城市	青梅市 福生市 武蔵村山 市 羽村市	あきる野 市 瑞穂町	日の出町	南足柄市 寒川町 中井町 大井町 大松町 山北町 開成町 箱根町 真鶴町 湯河原町 愛川町 津久井町 相模湖町	藤野町	三條市 新発田市 新津市 小千谷市 豊栄市 上越市 湯沢町	左記以外 の市町村
神奈川県							横浜市	川崎市 鎌倉市	藤沢市 逗子市 葉山町	平塚市 茅ヶ崎市 相模原市 厚木市 大和市	横浜市 小田原市 伊勢原市 海老名市 座間市 綾瀬市 大磯町	三浦市 秦野市 二宮町 城山町	長岡市 亀田町	柏崎市			左記以外 の市町村	
富山県											富山市			魚津市 宇奈月町			左記以外 の市町村	
石川県											金沢市			高岡市	津幡町		左記以外 の市町村	

和歌山県																					和歌山市	新庄町 當麻町 広陵町	海南市 橋本市 岩出町	有田市 田辺町 打田町 白浜町	新宮市 下津町 粉河町 那賀町 貴志川町 かつらぎ 高野口町 湯浅町	左記以外 の市町村			
鳥取県																						鳥取市	米子市		倉吉市 国府町	浜田市	左記以外 の市町村		
島根県																						松江市				左記以外 の市町村			
岡山県																						倉敷市 日生町	津山市 笠岡市 総社市	玉野市 高梁市 瀬戸町 早島町	左記以外 の市町村				
広島県																						広島市	福山市	府中町	呉市 東広島市 廿日市市 海田町	三原市 大竹市 坂町 宮島町	尾道市 府中市 大野町 新市町	三次市 江田島町 音戸町 川尻町 向島町 神辺町	左記以外 の市町村
山口県																								徳山市 岩國市 和木町	下関市 山口市 下松市 新南陽市	防府市 光市 小郡町	左記以外 の市町村		
徳島県																							徳島市	松茂町 池田町	鳴門市 小松島市 阿南市 北島町	石井町 羽ノ浦町 藍住町 鴨島町	左記以外 の市町村		
香川県																							丸亀市 坂出市	善通寺市 牟礼町	観音寺市 国分寺町 宇多津町 琴平町	左記以外 の市町村			

愛媛県										松山市		今治市 宇和島市 八幡浜市 西条市	新居浜市 大洲市 川之江市 伊予三島市 重信町 松前町	北条市 川内町 砥部町 長浜町	左記以外 の市町村
高知県										高知市			安芸市 中村市 土佐市 伊予市		左記以外 の市町村
福岡県									福岡市		北九州市	久留米市 筑紫野市 春日市 大野城市 太宰府市 那珂川町	前原市 志免町 新宮町 粕屋町	飯塚市 小郡市 宗像市 古賀市 篠栗町 福岡町	左記以外 の市町村
左賀県												佐賀市		唐津市	左記以外 の市町村
長崎県										長崎市		佐世保市	諫早市 長与町 時津町		左記以外 の市町村
熊本県										熊本市			本渡市 菊陽町 合志町 益城町		左記以外 の市町村
大分県												大分市	別府市	佐伯市 津久見市	左記以外 の市町村
宮崎県												宮崎市			左記以外 の市町村
鹿児島県										鹿児島市		名瀬市		川内市	左記以外 の市町村
沖縄県										那覇市		宜野湾市 浦添市 糸満市 北谷町 西原町 豊見城村 南風原町	名護市 中城村 北中城村 与那原町	平良市 東風平町	左記以外 の市町村

附 則
この告示は、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）の施行の日（平成十三年八月五日）から施行する。